

大阪市水道事業管理規程第9号

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(給与の減額) 第7条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての大阪市水道局長（以下「局長」という。）の承認（次に掲げるものを除く。）があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。 [削る] <u>(1)～(6)</u> [略] [2 略]	(給与の減額) 第7条 [同左] <u>(1)</u> 病気休暇の承認 <u>(2)～(7)</u> [同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程第7条第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに病気休暇の承認を受けた職員で当該承認に係る病気休暇の期間の全部又は一部が施行日以後の所定の勤務日であるものが当該勤務日に勤務しない場合についても適用する。